

かながわともいきアグリ認証募集要領

かながわともいきアグリ認証要領（以下「認証要領」という。）に基づき、令和8年度事業について、次のとおり実施する。

1 認証対象

農作物（水稻、野菜、果樹、花き等）、又は、自ら生産した農作物を加工・製造した農産加工品

2 申請者資格

次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県内で営農している農業経営体であること
- (2) 農作物（水稻、野菜、果樹、花き等）を生産しているか、又は、自ら生産した農作物を加工・製造していること
- (3) 前号に掲げる農作物又は加工・製造した商品を販売していること

3 スケジュール

- (1) 申請期間 令和8年5月1日（金）～8月20日（木）（必着）
- (2) 審査委員会 9月（予定）
- (3) 認証書交付 10月（予定）

4 選考方法

かながわともいきアグリ認証審査委員会において、認証基準に基づき、申請書による審査を行い、県が認証する。

5 申請必要書類

- (1) かながわともいきアグリ認証申請書（別紙様式1）
- (2) 生産基準（※農作物の場合）
- (3) 出荷基準
- (4) 衛生管理計画書（※農産加工品の場合）
- (5) 雇用契約書、委託契約書、又は定款
- (6) 労働作業日数表
- (7) GAPチェックシート
- (8) その他任意の書類（写真、パンフレット等）

6 申請先・お問い合わせ先

所定の申請書等に必要事項を記入し、次の申請先に持参、郵送、又は e-kanagawa 電子申請により提出してください。

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

環境農政局農水産部農業振興課普及グループ

電話：045-210-4446（直通）

電子申請システムログインはこちらから

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=124296

